

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 4 回 地域生活支援部会

開催日時：令和 8 年 3 月 3 日（火） 10:00～12:00

場 所：堺市役所 本館地下 1 階会議室

次 第

1 第 1 回・第 2 回・第 3 回の議論の振り返りと今後の方向性について

資料 1

2 緊急時・平時の期待される支援体制と社会資源の整理について

資料 2

資料 3

3 その他

これまでの議論の振り返り (第1回・第2回・第3回) と 今後の議論の方向性について

令和8年 3 月 3 日

令和7年度 第4回 地域生活支援部会

第1回 地域生活支援部会の議論内容

令和7年度第1回地域生活支援部会 内容

- 堺市の地域生活支援拠点等の整備状況を共有
- 他自治体の好事例について共有
- 堺市の地域生活支援拠点等の現状について意見交換

ご意見要旨

- ・セルフプランやサービス未利用者の緊急対応は、基幹相談支援センターで一定数受けている
- ・サービス利用がない方の把握について意見交換することで、相談支援の体制整備にもつながると思われる
- ・高齢の保護者に緊急事態が発生し、本人の支援者がいないため、高齢者支援関係者と基幹相談支援センターが一緒に対応することが増えている
- ・相談支援専門員がリスク評価をアセスメントしていくことで、状況の把握にもつながる。そのためには、予防の視点の周知が必要
- ・複数事業所で機能強化事業所となる方法等で、計画相談支援事業所の底上げをしていく必要がある
- ・緊急時の事業周知は、受入先の状況も踏まえたものであることが望ましい
- ・緊急時の支援があるということが、障害者や家族の安心につながっている
- ・拠点コーディネーターを設置するだけで機能することではないため、協力体制や重層的体制の構築、機能する仕組みが必要。地域の支援者と協同で体制を構築することが重要ではないか。
- ・夜間対応の問題をどうするのが課題
- ・拠点等の現状評価は国が示しているリストだけでなく、他市町村のものを参考にするのも方法ではないか
- ・拠点コーディネーターの業務への費用の検討が必要

第2回 地域生活支援部会の議論内容

令和7年度第2回地域生活支援部会 内容

- 堺市の整備状況を国が示した評価指標を用いて評価軸ごとに共有
- 基幹相談支援センターの拠点等の機能に関わる業務について共有

ご意見要旨

相談	・セルフプランやサービス未利用者等は事前情報がないため、緊急時の対応は課題 ・機能強化体制加算を取れる体制を検討するなど、24H体制の事業所を多く作っていくことは必要ではないか ・拠点コーディネーターと基幹相談支援センターとの役割整理が重要 ・基幹相談支援センターから計画相談支援事業所につながるケースが多くなれば、基幹相談支援センターが新しい業務についても検討できるのではないか
体験の機会・場	・体験の場がバリアフリーであると利用の幅が広がる ・GHの体験利用を行う場合、受給者証発行までの時間がサービス利用の意欲低下につながることもある
緊急時の 受け入れ・対応	・拠点等の短期入所事業所間の協力体制、相談支援専門員の予防的対応が定着してきており、緊急対応がスムーズにできるようになってきている ・短期入所が利用できなくても、自宅で過ごせる仕組みが必要 ・支援に繋がっていても、緊急時には特別な支援が必要な強度行動障害や医療的ケアのある方の支援は課題
専門的人材の 確保・養成	・専門的な対応が必要な医療的ケア児コーディネーター研修などもあり、底上げは行われている印象がある ・「地域生活支援拠点等」「緊急時かけつけ等事業」の周知が、計画相談事業所の関心事につながった

第3回 地域生活支援部会の議論内容

令和7年度第3回地域生活支援部会 内容

■ 障害福祉サービス未利用者(療育手帳所持者)の緊急時における整理のため、療育手帳の申請手続業務や判定業務の現状について関係者より報告

- ・療育手帳申請時や更新時に障害福祉サービス未利用者と接点を持つ立場にあり、関係構築に時間がかかるため、つながり続けることが大切
- ・緊急のタイミングは予測できないため、他の支援機関にもつなげることを念頭に置いた対応が必要
- ・現状は障害福祉サービス未利用者への対応の統一は難しく、安定的に支援につながるシステム構築が課題
- ・療育手帳の更新期間や方法は、現実面を考慮し、業務の効率化と必要な支援や対応から検討することが必要

■ 千葉市の拠点コーディネーターの取組（オンライン視察）を報告

ご意見要旨

療育手帳の申請手続 業務や判定業務の 現状

- ・行政機関がつながり続けている事例が、拠点等の仕組みに繋がると良い
- ・地活を利用している一般就労している方（障害福祉サービス未利用）が不就労となった場合、必要に応じて地活と計画相談員とで訪問することもある
- ・50代は本人も生活がしんどくなり、家族も支えられず、相談支援専門員が介入するケースが増えている
- ・サービス未利用者やセルフプランの緊急時は、状況確認が難しい夜間対応が課題

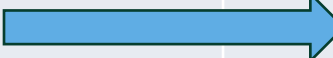
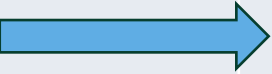
千葉市の拠点コーディネーターの取組

- ・千葉市は拠点コーディネーターについて議論を重ねてきており、役割や取組が明確化されている
- ・緊急にならない予防策以外にも、緊急時に障壁が少なくなるよう必要なことを日頃から伝える関係が重要
- ・計画相談支援事業所は、地域移行や地域定着で地域生活支援拠点等の役割を担えるのでは
- ・相談支援専門員が緊急時に自宅で過ごせる方法も検討していることが、緊急案件を減少させている

地域生活支援部会の方向性とスケジュール

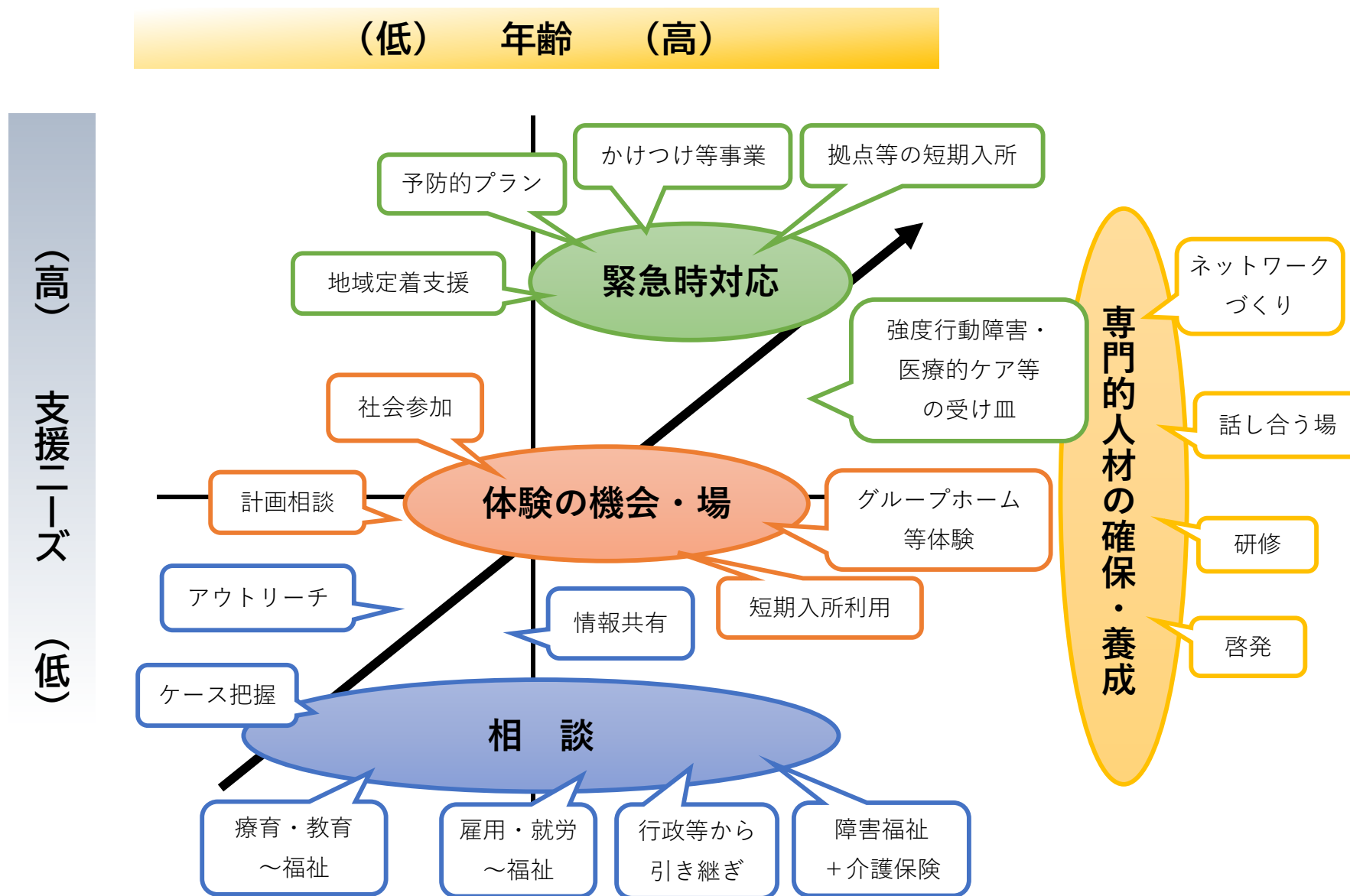
課題を踏まえた部会の方向性

- 堺市内の地域生活支援拠点等の4つの機能の現状について共有する中で、緊急とならないための体制構築や夜間も含めた緊急時でもスムーズに対応できる体制整備が重要であることが挙げられた
- ライフステージや支援を要する状態の濃淡によって、緊急とならないための予防策や支援対応は異なることから、これまで挙げられた課題や必要な支援を整理し、不足する部分を補う仕組みについて協議する。さらに、地域生活支援拠点等の体制整備の充実に向けて検討する

	R7年度 第4回(3/3)	R8年度 第1回(6月頃)	R8年度 第2回(8月頃)	R8年度 第3回(12月頃)	令和8年度 第4回(3月頃)
(予定含む) 協議内容	・課題についての枠組みの検討 第2回市協議会	・具体的な枠組みの検討 (意思決定) 第1回市協議会	・決定した枠組みの具体的な体制整備の協議	・部会としてのまとめ (提言報告書作成) 【本会での提言報告】	第2回市協議会
予算関係等		必要に応じて事前調整 	予算要求 		

地域生活支援拠点等に求められる機能と役割（イメージ図）

資料2



令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 4 回 地域生活支援部会 議事概要

日時 令和 8 年 3 月 3 日（火） 10:00～11:45

場所 堺市役所本館地下 1 階 会議室 A

出席者 林（施設部会）、増淵（こころの窓）、築山（障友会）、赤石沢（堺あすなろ会）、
上田（堺市相談支援専門員協会）、永吉（総合相談情報センター）、福井（東区基幹）
齋藤、波元、岩橋（障害施策推進課）、中野、森（障害支援課）、上田（総合相談情報センター）

欠席者 なし

傍聴 0 名

1 第 1 回・第 2 回・第 3 回の議論の振り返りと今後の方向性について 資料 1

（事務局）資料 1 に沿って、これまでの議論の整理、今後の方向性とスケジュールを共有。

- ・（部会長）地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）は緊急時対応のみならず、幅広い機能が求められている。更なる機能強化、仕組みづくりが重要。
- ・（副部会長）療育手帳更新時の対応は、個人レベルでの行動ではなく仕組みとして支えることが必要。また、障害福祉サービス未利用の 50 代就労者へのアプローチなど、キーワードがたくさん挙がっている。
- ・（委員）拠点等の議論が緊急対応に偏りがちのように感じる。施設からの地域移行も重要だが、受け皿が不十分。ヘルパーの人材不足もあり、身体障害者分野の資源不足を感じるが、部会でどこまで言及すべきか。
- ・（部会長）各委員の課題認識は積極的に発言して欲しい。知的障害以外の他障害や緊急時以外の課題にも言及して欲しい。

2 緊急時・平時の期待される支援体制と社会資源の整理について 資料 2 資料 3

（事務局）資料 2 資料 3 に沿って、これまでの意見から抽出された、緊急時・平時の期待される支援体制と社会資源をライフステージごとに共有

- ・（委員）地域活動支援センター（以下、「地活」という。）利用者の約 3 分の 1 に計画相談支援がついていない実情がある。地活との連携は有効と感じる。また、堺市はモニタリング頻度が高く、主任相談支援専門員が多いことから、相談支援専門員の質は高いと感じている。一人職場の底上げ等も含め、相談支援専門員の活用により、基幹相談支援センター（以下、「基幹」という。）の負担軽減が期待されるのではないかと。
- ・（部会長）基幹だけではなく、他機関で情報を共有し支援へつなぐ体制や、相談支援専門員の力が発揮できるような仕組みづくりが重要。
- ・（委員）基幹の業務負担の大きさや、計画相談事業所が増えてきたことへの影響等、現状把握をしておきたい。

- （副部会長）基幹は区役所内にあり、相談の入口部分を受けやすい環境にある。相談支援の三層構造における第 2 層では、障害福祉サービス利用者への直接的支援も多いため、相談支援専門員が対応しているケースについては、基幹は原則として支援者支援に位置付けるなど、第 2 層の役割の明確化が必要と感じる。体験については、ワンルームタイプのグループホームの出現により、単身生活体験事業の活用実例は減少。求められる体験ニーズの把握が必要。
- ・（部会長）基幹が全てを担うということではなく、それぞれの強みを生かし、ネットワークで支えていく仕組みをどう構築していくかも大切。体験の部分は、家族間の働きかけによる促進も想定される。
 - ・（委員）基幹で受けた障害福祉サービスの相談は、計画相談支援事業所へつなぐ意識を持ちつつ、今後は、適切なつなぎ方の整理が必要。緊急時かけつけ等事業の説明を拠点等とともに周知したことは非常に効果があったと感じたため、周知による底上げは有効的ではないか。
 - ・（部会長）千葉市は市全体での啓発や研修を行うことで情報共有し、予防的な取組の底上げを計画的にしていた。
 - ・（委員）資料 2 は、4 つの機能が有機的に繋がっていることが理解しやすいのイメージ図であった。拠点等を担う短期入所事業所は整備済ではあるが、強度行動障害や医療的ケア児者の受入に課題がある。
 - ・（部会長）意見を出し合って整理した上で、優先順位をつけて整理する必要がある。支援ニーズの高い方をどうするかは大きなテーマ。
 - ・（委員）相談支援専門員の介入で、緊急時にも在宅生活を継続する仕組みは整いつつある状況だが、支援ニーズの高い方の受け入れ体制は不十分。
 - ・（部会長）強度行動障害支援部会でも、施設整備だけでなく、専門的視点に基づいたつなぎや相談支援の仕組みの重要性が指摘されており、本部会の議論とも共通する。
 - ・（事務局）地活との連携により、障害のある就労者の環境変化を踏まえた把握など、相談支援の重要性や地域で支える仕組みについて多くの意見があった。また、医療的ケア児者や強度行動障害のある方の受け入れは、各部会や地域の取組を連動させることで体制を整備する必要がある。
 - ・（部会長）ショートステイは忙しい時間帯（夕方）の相談集中や、初回や長期末利用者の情報不足等により、コーディネートが困難な状況にもあり、職員間の情報共有の方法が課題。緊急受入れ時の工夫などがあれば知りたい。
 - ・（委員）受入れ時は相談支援専門員からの情報や既利用歴を前提とし、マニュアルに基づく聞き取りを実施。緊急案件は管理者判断で対応。
 - ・（部会長）マニュアルが理解できないと、受入れが困難な状況がある。
 - ・（委員）受入れ判断は自立度や他害行為の有無等により変わる。断らざるを得ないケースの後追い共有も今後の情報提供に役立つので重要と感じている。
 - ・（部会長）他害行為がある状況は本人も混乱している状態なので、緊急であっても見通しが取れるような対応が必要。緊急対応は単発で終わらず、地域での継続生活を見据えたネットワークづくりが重要である。
 - ・（副部会長）基幹では支援のない方への緊急介入事例もあり、予防的支援や早期把握の重要性を感じた。事例に共通項もなく、若い方でも家庭環境が急変し、対応を要する場合もある。身体介助が必要ではなかったため、対応ができた事例であった。
 - ・（委員）障害者手帳・障害支援区分未取得者や医療機関未受診者への対応など、初期支援の課題がある。家族や親戚も頼れない状況の人も多い。
 - ・（委員）拠点等を担う短期入所事業所は横の繋がりを築いているが、相談支援専門員がコーディネート部分を担うなどの役割分担や自立生活援助の活用など、チーム支援も有用ではないか。相談支援のサービス調整と生活支援を切り分け、それぞれの役割を担当することで、負担も軽減し、円滑に回るのではないか。

- ・（部会長）国は、拠点コーディネーターの加算が取れる体制として、自立生活援助が必須となっているが、実践イメージが不足している現状。自立生活援助も地域定着支援も地域で暮らし続けるための選択肢のひとつとして、重要な取組になっていると思うが、緊急時かけつけ等事業は地域定着支援の利用者は対象外か。
- ・（事務局）地域定着支援を行っている事業所が緊急時かけつけ等事業の対応した場合、単価は低くなるが対象であり、個別給付で地域定着が決定している方は緊急時かけつけ等事業の対象外。地域定着支援の決定者は地域定着支援が優先される。地域定着支援の決定者でも相談支援専門員が対応できず、緊急時かけつけ等事業での対応ならできるといような事案に関して課題はあると認識。
- ・（委員）緊急時かけつけ等事業と地域定着支援を併用している事業所では、ショートステイのみでは対応困難なケースに対し地域定着支援の活用を検討している。従来無償で対応していた支援に報酬が付与された点は評価されており、緊急事態を未然に防ぐ取組も進められているが、実施には一定の人員体制が必要である。
- ・（委員）地域定着支援は負担感の大きい事業であり、拠点コーディネーターの存在が支援者支援につながる。実際には緊急ショートの活用は少なく、ヘルパーや相談支援専門員によるかけつけ対応が中心となっている。予防的支援の必要性は認識されているが、本人とイメージ共有が難しい場合もあり、結果として緊急対応が中心となっている。
- ・（部会長）平成 24 年度までは生活支援センターが地域のケースを担ってきたが、基幹設立以降、その役割や期待が基幹に集約されてきている。また、計画相談支援事業所が拠点コーディネーターを担うにあたっての費用面について整理が必要である。
- ・（事務局）拠点コーディネーターを配置する場合には、地域生活支援拠点等機能強化加算がある。拠点コーディネーターの加算要件の一つは、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定する場合に限る）、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助のサービスを一体的に運営していること、またはネットワークにおいて相互に連携して運営していることである。コーディネーター1 名につき 500 単位/回。100 回/月。加算内容は堺市でまだ取り決めていないが、緊急時の個別の動きだけではなく、ネットワーク作りなども役割と思われる。
- ・（部会長）自立生活援助、地域定着支援の内容、拠点コーディネーターの役割、緊急時等かけつけ事業のなどとの整理が必要。
- ・（委員）もともと拠点等の機能は 5 つあって、地域の体制づくりはどうなったのか。
- ・（事務局）全ての機能に横断的に携わっているものとの認識で整理されている
- ・（委員）自立生活援助と障害者（児）自立生活訓練事業の違いは？
- ・（事務局）障害者（児）自立生活訓練事業は市の事業で体験を実施する内容である。
- ・（副部会長）体制整備内容の焦点付けと個人レベルの気づきの仕組み作りが必要。
- ・（事務局）緊急時かけつけ等事業については、初年度の実施状況を踏まえ、効果や課題を検証し、今後の運用改善に向けた整理を行う必要がある。
- ・（部会長）重度障害に限らず緊急対応が必要となるケースの共有も踏まえ、相談支援専門員の専門性について整理し、次回の検討につなげる必要がある。

3 その他

- ・事務局より、来年度も引き続き、委員の就任を依頼。